

消費税

消費税率アップと軽減税率

1 消費税率と軽減税率

イ 平成31年10月1日から、標準税率が10%に

ロ 軽減税率は8%に

ハ 消費税と地方消費税との関係

区 分	平 26.4.1～31.9.30	平 31.10.1～	
		(標準税率)	(軽減税率)
消費税	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税	1.7%	2.2%	1.76%
合 計	8.0%	10.0%	8.0%

2 軽減税率の対象品目

イ 飲食料品（食品表示法に規定する食品）

酒類や外食、ケータリング等は、軽減税率の対象にはなりません

(例示)	ビール	標準税率	ノンアルコールビール	軽減税率
	みりん	標準税率	みりん風調味料	軽減税率
	水道水	標準税率	ミネラルウォーター	軽減税率
	外食	標準税率	持帰り、テイクアウト	軽減税率
	医薬品	標準税率		
	医薬部外品	標準税率		

ロ 新聞（一定の題号を用い、政治・経済・社会・文化等に関する記事を掲載するもので、週2回以上発行され、定期購読契約に基づくもの）

(例示)	家庭等での定期購読の新聞	軽減税率
	コンビニ等での販売の新聞	標準税率
	電子版の新聞	標準税率

3 一体資産

一体資産とは、食品と食品以外の商品が、一体として販売されるもの

イ 一体資産の販売価額(税抜価額)が1万円以下

ロ 一体資産の販売価額のうち食品に係る部分の価額に占める割合が3分の2以上

イとロの両方に該当する場合には、「飲食料品の譲渡」に該当するものとして、軽減税率の適用対象となる。

(紅茶の原価 450円、ティカップの原価 200円)

イ 販売価額 1,000円 ≤ 10,000円

$$\text{ロ } \frac{450\text{円(紅茶(食品)の原価)}}{450\text{円} + 200\text{円(一体資産の原価)}} \doteq 69.2\% \geq \frac{2}{3} \quad (66.666\dots\%)$$

イとロの両方に該当 ⇒ 軽減税率の適用商品に該当する

4 食品と酒類の同時販売（一括譲渡）時の一括値引

(例)

食 品 7 2 0 円(税抜価額)
酒 類 4 8 0 円(税抜価額)
合 計 1, 2 0 0 円を 1, 0 0 0 円で販売した場合

$$\text{イ } 1, 0 0 0 \text{ 円} \times \frac{7 2 0 \text{ 円}}{1, 2 0 0 \text{ 円}} = 6 0 0 \text{ 円} \quad \text{食品の販売価額}$$

$$\text{ロ } 1, 0 0 0 \text{ 円} \times \frac{4 8 0 \text{ 円}}{1, 2 0 0 \text{ 円}} = 4 0 0 \text{ 円} \quad \text{酒類の販売価額}$$

5 軽減税率及び仕入税額控除適用要件のスケジュール

区 分	2019年 (～平31.9.30)	2019年 (平31.10～)	2033年 (平35.10～)
税 率	8%	標準税率10% (軽減税率8%)	
仕入税額控除 適用要件	請求書等 保存方式	区分記載請求書 等 保存方式	適格請求書等保存 方式 (インボイス制度)

6 請求書等の整備
イ 現行(~平31.9.30)

(記載事項)	(請求書のイメージ) 請求書(3月分)
① 発行者の氏名又は名称	〇〇商店 御中
② 受領者の氏名又は名称	平成30.3.7 牛肉2キロ 5,400円
③ 取引年月日	平成30.3.7 割箸4箱 5,400円
④ 取引の内容	平成30.3.8 牛肉2キロ 5,400円
⑤ 取引金額(税込)	平成30.3.9 割箸4箱 5,400円
	合 計 21,600円
	(株) 〇〇商事

ロ 区分記載請求書(平31.10.1～35.9.30)

<p>(記載事項)</p> <p>① 発行者の氏名又は名称 ② 受領者の氏名又は名称 ③ 取引年月日 ④ 取引の内容 ⑤ 取引金額(税込) ⑥ <u>軽減税率の対象品である旨の表示</u> ⑦ <u>税率区分ごとの合計金額(税込)</u></p>	<p>(請求書のイメージ)</p> <p>請求書(3月分)</p> <p>〇〇商店 御中</p> <p>平成30.3.7 *牛肉2キロ 5,400円 平成30.3.7 割箸4箱 5,500円 平成30.3.8 *牛肉2キロ 5,400円 平成30.3.9 割箸4箱 5,500円</p> <p>合 計 21,800円(税込)</p> <hr/> <p>(10%対象11,000円、8%対象10,800円)</p> <p>(株) 〇〇商事</p> <p><u>「*」は、軽減税率対象品です。</u></p>
---	--

ハ 適格請求書(平35.10.1～)

(記載事項)

- ① 発行者の氏名又は名称
- ② 受領者の氏名又は名称
- ③ 取引年月日
- ④ 取引の内容
- ⑤ 取引金額(税込)
- ⑥ 軽減税率の対象品である旨の表示
- ⑦ 税率区分ごとの合計金額(税込み、又は税抜き)及び適用税率
- ⑧ 税率区分ごとに合計した消費税額
- ⑨ 登録番号

(請求書のイメージ)

請求書(3月分)

〇〇商店 御中

平成30.3.7 *牛肉2キロ 5,400円

平成30.3.7 割箸4箱 5,500円

平成30.3.8 *牛肉2キロ 5,400円

平成30.3.9 割箸4箱 5,500円

合計 20,000円、消費税1,800円

(10%対象10,000円、消費税1,000円)

(8%対象10,000円、消費税800円)

登録番号 123-456 (株) 〇〇商事

「*」は、軽減税率対象品です。

7 適格請求書発行事業者登録制度

適格請求書発行事業者とは

納税地の所轄税務署長に申請書を提出し適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者のこと

(注意事項)

- イ 登録をしなければ、適格請求書の発行はできない
- ロ 事業者ごとのオリジナルの適格請求書のひな型を作成する必要がある

8 免税事業者等からの仕入れに対する税額控除

期 日	税額控除の内容
平35.9.30まで	課税仕入れ等の税額の全額控除
平35.10.1～38.9.30	課税仕入れ等の税額の80%控除
平38.10.1～41.9.30	課税仕入れ等の税額の50%控除
平41.10.1～	課税仕入れ等の税額は控除できない

9 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局(中小企業庁)では、複数税率への対応が必要となる

中小企業・小規模事業者の方が、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等を行う場合には、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」による支援措置を行っています

軽減税率対策補助金事務局ホームページ <http://kzt-hojo.jp/>

専用ダイヤル 0570-081-222 (受付時間 9:00～17:00 土・日祝日を除く)

10 軽減税率制度に関するお問合せ先

イ 消費者軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)

専用ダイヤル 0570-030-456 (受付時間 9:00～17:00 土・日
祝日を除く)

ロ 電話相談センター

最寄りの税務署に電話し、ガイダンスに沿って「3」を押す

11 まとめ(消費税率アップ及び軽減税率制度実施に向けての準備)

- イ 自社の販売商品、仕入れ商品に軽減税率の対象となるものがあるか
軽減税率の対象品目の確認等
- ロ 軽減税率制度実施に伴い、変更となる事務があるか
受発注システムの改修や請求書の様式変更等
- ハ 国の支援(補助金)の確認
レジ導入、受注・発注システムの改修等に向けた補助金の活用
- ニ 消費税率引上げに伴う価格転嫁対策
禁止される転嫁拒否、広告(消費税を値引きする等の広告は禁止)
価格表示(総額表示義務の緩和)
- ホ 消費税率引上げに伴う資金繰り
消費税率10%への引上げにより、8%の時と比べ納税額は1.25倍に増加